

【厚生労働大臣が定める掲示事項】

## 保険外併用療養費に関する事項 特別の療養環境の提供(室料差額について)

入院にあたり、特別室の利用を希望される方は、別途室料が必要となります。当院での、料金は下記の通りです。

	差額料金(税込) (1日につき)	病 室 番 号							
個室	11,000 円	201 号室	202 号室	207 号室	208 号室	301 号室	302 号室	307 号室	308 号室
		401 号室	402 号室	407 号室	408 号室	501 号室	502 号室	507 号室	508 号室
二人部屋	5,500 円	211 号室	212 号室	217 号室	218 号室	311 号室	312 号室	317 号室	318 号室
		411 号室	412 号室	417 号室	418 号室	511 号室	512 号室	517 号室	518 号室

【お願い】

- ・上記の室料差額料金が発生する病室に入室される場合は、「特別の療養環境室への入室申込書」を提出して頂きます。
- ・入院時に、上記の病室を希望される場合は、病棟看護師へお申し出下さい。
- ・入院後に、上記の病室への転室を希望される場合は、病棟看護師へお申し出下さい。
- ・料金は、1日ごとの料金となります。1泊の料金ではありません。

病院長

令和5年4月1日